

## 第9章 不服申立て

(法第50条、第51条)

### 1 不服申立て

開発許可に関する「処分」又はこれに係る「不作為」について不服のある者は、都市計画法第50条の規定に基づき、熊本県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

一般に、不服申立てとは、行政庁の「処分」又は「不作為」について行うもので、「処分」とは許可、認可等の行政処分のほか公権力の行使に当たる事実上の行為を含み、「不作為」とは、法令に基づく申請に対し、行政庁が相当の期間内に何らかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきであるにもかかわらず、これをしないことをいいます。

#### (1) 処分についての審査請求

次のアからカまでの処分についての審査請求は、審査庁である熊本県開発審査会に対して行うことができます。

ア 法第29条第1項又は第2項に基づく許可(開発許可)

イ 法第35条の2第1項に基づく許可(変更の許可等)

ウ 法第41条第2項ただし書に基づく許可(建築物の形態制限の許可)

エ 法第42条第1項ただし書に基づく許可(予定建築物等の制限の許可)

オ 法第43条第1項に基づく許可(調整区域内の建築等の許可)

カ アからオまでの規定に違反した者に対する法第81条第1項の規定に基づく監督処分

#### (2) 不作為についての不服申立て

上記アからオまでの行為に関する不作為の不服申立てについても、熊本県開発審査会に対して審査請求を行うことができます。

なお、行政不服審査法第7条により、「不作為」については、処分等を行わない行政庁に対する異議申立て又は熊本県開発審査会に対する審査請求のいずれかを選択して行うことができます。

### 2 審査請求と取消訴訟

法第50条第1項に規定する処分(上記1の(1)のアからカまでの処分)に対する、行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分の取消訴訟については、当該処分についての審査請求に対する熊本県開発審査会の裁決を経た後でなければ提起することができません。